

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

第 3 回美里町障害者計画等策定委員会

2 開催日時 令和 2 年 11 月 25 日（水）午後 1 時 59 分から午後 2 時 52 分まで

3 開催場所 美里町近代文学館 2 階視聴覚会議室

4 会議に出席した者

（1）委員

黒沼篤司委員長、木村明子委員、石川芳民委員、伊藤公善委員、
須田明美委員、熊谷幸一委員

（2）事務局

菊地知代子課長、相澤環課長補佐、伊藤八重子課長補佐兼健康推進係長、
伊藤恵主幹、渡邊智恵障害福祉係長、佐々木幸太郎主事

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議題

- ・第 6 期美里町障害福祉計画及び第 2 期美里町障害児福祉計画の素案について
会議の公開・非公開の別
- ・公開

6 非公開の理由

- ・該当なし

7 傍聴人の人数

- ・0 人

8 会議資料

- ・資料 第 6 期美里町障害福祉計画及び第 2 期美里町障害児福祉計画（素案）

9 会議の概要

○事務局（菊地課長） それでは予定の時刻前ですが、委員の皆様お揃いですので、開始したいと思います。

本日はご多忙のところお集まりいただき誠にありがとうございます。

浅野委員は本日公務の都合で欠席されるとのご連絡を頂いておりましたので、ご報告させていただきます。

美里町障害者計画等策定委員会条例第6条の規定によりまして会議は委員の半数以上の出席がなければ開催することができませんとありますが、本日は委員6人の方がご出席でございますので委員会は成立しております。

それでは、ただ今から令和2年度第3回美里町障害者計画等策定委員会を開会いたします。

今後につきましては、進行を議長であります黒沼委員長にお願いしたいと思います。

それではよろしくお願いいたします。

○黒沼委員長 それでは、本日もよろしくお願いいたします。まず、会議録署名人の選任であります、私から指名してもよろしいですか。

○委員一同 はい。

○黒沼委員長 それでは、前回の会議で名簿順としておりましたので、今回は伊藤公善委員と熊谷幸一委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員・熊谷委員 はい。

○黒沼委員長 ありがとうございます。それでは早速議題に入らせていただきます。

協議事項の（1）第6期美里町障害福祉計画及び第2期美里町障害児福祉計画の素案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（相澤課長補佐） 健康福祉課の相澤です。よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、第6期美里町障害福祉計画、第2期美里町障害児福祉計画の素案ということで事前にお届けさせていただきました。お手元にご覧いただけますでしょうか。資料をお開きいただき、計画書の素案に沿ってご説明させていただきます。

まず、第1章 計画の基本事項、ということで、1ページから4ページまでとなっております。第1章は、1、計画策定にあたって、2、計画の位置付け・計画期間、2の（1）に計画の位置付け、ということで各計画の法定上の位置付けを記載しており、それぞれの法律に則り、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの見込み量、障害児通所支援や障害児入所支援などの見込み量を定めるものとなっております。その他としまして、この計画は、美里町の上位の計画であります総合計画・総合戦略や美里町の地域福祉計画と整合性を図るものとしします。（2）につきましては、本計画の計画期間を記載しております。現在の計画、平成30年度から令和2年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の見直しを行いまして、令和3年度から令和5年度までを第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画の計画期間といたします。3ページには（3）障害者の範囲、を記載しております。4ページには、3、策定体

制、ということで、(1) アンケート調査による障害者の意向把握、については、第1回策定委員会におきましてアンケートの内容についてご審議頂きました。8月に計画策定の基礎資料といたしまして、障害者などを対象に第6期障害者計画策定のためのアンケート調査を実施しました。結果は第2回策定委員会でご報告させていただいたとおりとなります。(2) ヒアリングシートによるサービス提供事業所などの意向把握、については、第2回策定委員会開催後に、障害福祉計画と障害児福祉計画の策定にあたって当事者団体やサービス提供事業所などにヒアリング調査を実施しました。現場の状況や今後の意向を把握して、現状課題に即した障害者施策の在り方などの意見をいただいて、計画策定に活かしていくことを目的に、調査を行いました。こちらは10月29日から11月9日にかけて調査を行っております。(3) パブリックコメントの実施。これは計画の完成が3月を想定しておりますので、これからの実施になりますが、美里町パブリックコメント条例に基づき、パブリックコメントによる意見募集を実施する予定で記載させていただきました。(4) 策定委員会による審議、として、本計画の策定は、住民、福祉団体の代表者、学識経験者、公共的団体の代表者などで構成する「美里町障害者計画等策定委員会」において、来年の1月に第4回策定委員会の開催を想定し、4回の審議を行いましたと記載しております。

5ページから9ページにかけては、第2章 障害のある人を取り巻く環境、を記載しております。計画策定にあたって、人口や世帯数、近年の障害者・障害児数の推移状況などについて整理したものでございます。前回の策定委員会において、本資料について説明させていただきましたので、今回は省略させていただきます。

10ページに移りまして、第3章 計画の基本理念、として計画の基本的な考え方をまとめております。1、第3期障害者計画については、10ページに記載しております。平成30年から令和5年度までの計画として、基本理念、「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を実現するために、11ページに記載の各施策に共通する横断的視点を整備しますということで、平成30年度から令和5年度までの計画期間として過去に整備し、現在も実施しているものでございます。12ページから13ページの、3、第6期障害福祉計画について、ですが、障害福祉計画は、本町の障害のある人が生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援などのサービス提供体制の確保に関する目標などを定めるものです。第6期障害福祉計画では、第5期障害福祉計画にかかる各年度のサービス見込み量の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて内容を見直し、令和3年度から令和5年度までの計画を定めます。国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画に盛り込む内容は次のとおりです。(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、(2) 本町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等、(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、(4) 地域共生社会の実現に向けた取組、(5) 障害福祉の人材確保、(6) 障害者の社会参加を支

える取組、ということで記載しております。14ページは、4、第2期障害児福祉計画について、ですが、障害児福祉計画は、本町の障害児支援のニーズに的確に応えることができるよう、障害児通所支援などの提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量を確保するための方策を定めるものです。なお、国の基本指針に基づき、第2期障害児福祉計画に盛り込む内容は、障害児の健やかな育成のための発達支援ということで記載させていただきました。

15ページをお開きください。第4章 第6期障害福祉計画、についてでございます。まず初めに、1、第5期障害福祉計画の進捗、ということで、前回の策定委員会でご報告させていただきました第5期計画の進捗について、15ページから20ページまで記載しております。

次に21ページをお開きください。2、第6期障害福祉計画における成果目標の設定、ですが、計画期間における成果目標を次のとおり設定します。(1)施設入所者の地域生活への移行。こちらにつきましては本町では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援なども得ながら、地域生活への移行を進めます。地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るほか、各サービス提供事業所と連携して地域生活の基盤整備に努めます、として令和元年度の施設入所者数を基に、3年後である令和5年度末の施設入所者数の削減見込みと地域生活移行者数について目標値を定めております。地域生活移行者数につきましては、16ページに前回の第5期計画の進捗状況を記載しておりましたが、目標値が3人でありましたが、実績値は2人ということで、目標値に現計画で不足しているところがありますので、それらを加味しまして目標値を定めております。(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は、17ページに現計画の進捗状況を記載しております。今回につきましては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、協議の場が圏域ではっきりと定まっていなかったところもございますが、早々に協議の場を設置し、21ページの図表に記載しておりますとおり、協議の場を年に1回開催、また、その参加者数や、目標設定及び評価の実施回数などを目標値として定めております。22ページに移りまして、(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実、こちらは18ページに現計画の進捗状況を記載しております。美里町の場合は、地域において機能を分担する「面的整備」によって地域生活拠点の整備を進めております。令和元年度からグループホームいちごの短期入所事業を活用した緊急受け入れ態勢を確保していただいて、自立支援協議会の地域生活支援拠点整備委員会で、緊急時の受け入れ対象者を検討し、登録作業を進めております。目標値といたしましては、地域生活拠点等の整備については令和2年度に町内に1か所整備されますので、目標をクリアとなりますが、拠点等の充実に向けた検証・検討という目標ということで年に1回を設定いたしました。(4)福祉施設からの一般就労への移行等は、現計画の進捗状況につきましては18ページから20ページに記載しております。それらを基に一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所などとともに、一般就労への不安

解消に努めていきます。ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、企業などへ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。また、障害の多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、サービス提供事業所などとともに、就労移行支援事業などの利用を促進して、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。22ページには一般就労への移行の目標値、就労移行支援事業における年間一般就労移行者数についての目標値、23ページには就労継続支援A型事業における一般就労移行者数、就労継続支援B型事業における一般就労移行者数、一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率ということでそれぞれ目標値を設定しております。24ページには(5)相談支援体制の充実・強化等として、国の指針による考え方では、相談支援体制の充実・強化を推進するため、令和5年度末までに、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。これらを実施するにあたり、基幹相談支援センターを中心に、様々な障害の種類やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図ります。(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築ですが、この説明の上から4行目「県が実施する障害福祉サービス等に係る」と記載されておりますが、「等」と「係る」の間に「に」を追加することで訂正させていただきます。こちらにつきましては、国の指針による考え方では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。そのため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ職員が参加することで得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者との情報共有に取り組めます。

25ページから37ページにつきましては、3、障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策、を記載しております。本町では令和5年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者などを勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。それぞれのサービスについての見込み量、利用状況の設定をしております。まず(1)訪問系サービス(1か月当たりの利用見込み)で、サービス内容としては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があり、それぞれの見込み量を第5期計画のサービスの利用状況をみて、第6期計画のサービス見込み量の設定とその確保の方策をそれぞれ記載させていただきました。(2)は日中活動系サービスで、①の生活介護について、27ページには②自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、

28ページには③就労移行支援、29ページには④就労継続支援（A型・B型）、31ページには⑤就労定着支援、⑥療養介護、32ページには⑦短期入所をそれぞれ第5期計画期間中の利用状況と、第6期計画期間のサービス見込み量の設定とその見込み量を確保するための方策を整理して記載させていただきました。33ページをお開きください。（3）居住系サービスは、①共同生活援助、34ページには②施設入所支援、35ページには③自立生活援助のそれぞれについて、第5期計画期間中のサービスの利用状況から第6期計画期間のサービス見込み量の設定とその見込み量を確保するための方策を記載させていただいております。36ページの（4）相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援ということで第5期のサービスの利用状況から第6期のサービス見込み量の設定と見込み量確保の方策について整理して記載しております。

38ページをお開きください。4、地域生活支援事業サービスの見込み量です。地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条に基づきまして、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労など）を営むことができるように、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。これまで実施してきた事業の実績やニーズなどを踏まえ、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。図表には地域生活支援事業の名称と内容について記載しております。39ページには（2）地域生活支援事業の実績および地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策として、第5期期間中における地域生活支援事業の実績と、第6期期間における地域生活支援事業の見込み量をそれぞれ記載しております。（3）実施に関する考え方・見込み量確保のための方策などについては、40ページから42ページにそれぞれの項目について整理させていただきました。

43ページをお開きください。第5章 第2期障害児福祉計画について記載しております。1、第1期障害児福祉計画の進捗、ということで、現在の第1期障害児福祉計画の進捗状況の報告になります。前回の策定委員会でご報告させていただいた内容となりまして、43ページから45ページまで記載しております。

46ページから47ページは、2、第2期障害児福祉計画における成果目標の設定、として、4つの目標を設定しております。（1）児童発達支援センターの設置は、圏域で1か所、（2）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築は、こちらも圏域で1か所とし、（3）重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保についても圏域で1か所、（4）医療的ケア児に対する協議の場の設置ということで、協議の場を圏域で設置することと、医療的ケア児を支援する体制構築として、医療的ケア児を支援する地域づくりを担うコーディネーターの配置についての見込み量を設定しております。

48ページから52ページには、3、障害児福祉サービスの見込み量及び確保の方策、を記載しております。（1）障害児通所支援（1か月当たりの利用見込み）として、放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型発達支援、居宅訪問型児童発達支援、

保育所等訪問支援、(2) 障害児相談支援のそれぞれについて、第1期計画の利用状況と第2期の利用見込み量および見込み量確保の方策をそれぞれ記載しております。

53ページから54ページには、第6章 計画の推進、を記載しております。

1、計画の推進における連携、ということで、本計画の推進にあたっては多様な主体との連携が必要となることから、基本理念の、「障害のある人もない人も、一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」の実現に向けて、県及び圏域内での連携、庁内における連携、地域自立支援協議会との連携、サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保、住民や地域活動団体などとの連携、ということで整理しております。

54ページの、2、計画の進行管理、には、(1) 点検及び評価体制として、計画の推進にあたっては、関係する庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況を確認、評価を行いながら、計画を推進するとともに、サービス提供が適切に行われているか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなど、令和5年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を講じていくものとします。また、毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながらPDCAの構築に努めます。(2) 成果目標と活動指標については、成果目標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえて、第6期美里町障害福祉計画における成果目標の設定、第2期障害児福祉計画における成果目標の設定、に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。また、活動指標は、成果目標などを達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

3、計画の普及・啓発、として、計画の内容について広報などでの普及・啓発を行い、周知を図ります。また、一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障害への理解、計画の普及・啓発を行います。

55ページからは資料編として、策定の経過や策定委員会の条例と委員名簿、用語解説を作成いたしました。よろしくお願いいたします。

○黒沼委員長 ただ今の事務局の説明について、ご意見やご質問があればお願いします。

○木村委員 41ページに記載の日常生活用具給付事業について、①と記載されていますが、これは⑦でよろしいのでしょうか。もし間違っているのであれば、修正した方がよいかと思います。

○事務局（相澤課長補佐） ⑥、①、⑧の順になっておりますので、①を⑦に修正させていただきます。

○黒沼委員長 ほかにございますか。

○熊谷委員 一点ですが、今回の計画の見直しにあたりまして、13ページの(6)

障害者の社会参加を支える取組で、今回の国の基本指針でも文化芸術活動や視覚障害者の読書環境の計画的な推進など、具体的な取組を進めていきたいと思います。全体はこれでいいと思いますが、特に文化芸術活動や読書環境などを推進していきます、といった文章を盛り込むなどといった形で記載できないでしょうか。令和2年5月19日付の厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長からの通知の3ページ目に、主な改正内容として、(1)の④に、障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特により障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を期待する旨の記載があります。平成30年の法律で、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律や、令和元年の法律、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律などを踏まえて推進しようというものです。素案の修正でそれらを加えていただければと思います。

○事務局（相澤課長補佐） それでは、厚生労働省の通知を確認し、文化芸術活動などの項目について記載の検討をさせていただきます。

○黒沼委員長 そのほかございませんでしょうか。なければ、今ご提案頂いた意見で修正と追加をするということで、素案の修正は以上でよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○黒沼委員長 それでは、修正後の形でパブリックコメントの実施ということになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、その他についてですが委員の皆様から何かございますか。無ければ事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（相澤課長補佐） ありがとうございます。それではこれからのスケジュールについてお話させていただきます。第1回策定委員会でご説明させていただきましたが、この素案は、本日の策定委員会でご提案を頂きましたご意見などを反映させていただいたうえで、パブリックコメントに出させていただくということで、事務局にお任せいただいてよろしいでしょうか。

○黒沼委員長 委員の皆様もそれでよろしいですか。

○委員一同 はい。

○黒沼委員長 それでは事務局でよろしくお願いいたします。

○事務局（相澤課長補佐） はい。パブリックコメントの予定といたしまして、12月1日配布の広報みさとに、パブリックコメントを実施しますということで掲載し、12月8日から1月12日までの約1か月間、意見を募集する予定です。その後、パブリックコメントを実施した後に次回第4回策定委員会を開催させていただきたいと思います。そして、パブリックコメントの結果のご報告と、計画の最終案をご提案させていただきます、策定委員会でご承認いただくという流れにしたいと思っています。

次回、第4回策定委員会については、1月12日までパブリックコメントを募集して、意見の集約などでおおよそ1週間後になると思いますので、1月20日以降の開催と考

えております。本日からおよそ2か月後くらいですから、来月になりましたら何日間か開催日の事務局案を委員の皆様にご提案させていただき、皆様のご都合の良いところで第4回策定委員会の日程を決めさせていただきたいと思います。また、それまでの間に委員の皆様からご都合についておしらせ頂ければ、事務局で調整いたします。それでよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○事務局（相澤課長補佐） よろしくおねがいたします。

○須田委員 次回の会議は午前、午後のどちらでしょうか。

○事務局（相澤課長補佐） 午後の開催を考えております。

○須田委員 わかりました。

○事務局（菊地課長） それでは、計画の素案について、追加事項等の部分を一度会長にお目通しいただいた後に、パブリックコメントで意見の募集をさせていただくという進め方をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様から貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第3回美里町障害者計画等策定委員会を閉会させていただきます。おつかれさまでございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 年 月 日

委 員 _____

委 員 _____